

 市 章	大津市公報	令 和 6 年 7 月 3 日 号 外 （第 50 号）
		発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次	
○ 告 示	
167 富山県及び石川県における市税に関する申告期限等の指定について……………	1

告 示

大津市告示第167号

大津市市税条例（昭和34年条例第1号）第19条第1項の規定に基づき、令和6年告示第21号（富山県及び石川県における市税に関する申告期限等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係る申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和6年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについては、その期限を同月31日（個人の市民税の特別徴収税額に関するものにあつては、同年8月13日）とする。なお、期限が同年7月31日以後に到来するものについては、期限の延長を行わない。

令和6年7月3日

大津市長 佐 藤 健 司

都道府県名	指 定 地 域
富 山 県	富 山 県
石 川 県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町